



平成 29 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 タカラ トミ
代 表 者 名 代表取締役社長 ハロルト・ジョージ・メイ
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員連結管理本部長
小島 一洋
(電話番号 03—5654—1548)

自己株式の処分および株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 24 日開催の取締役会において、自己株式の処分および当社株式の売出しを行うことにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本資金調達背景】

当社グループは、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、1924 年の創業以来、すべてのステークホルダー（こどもたち/わたしたち/株主/パートナー/社会）の「夢」の実現を企業理念として取り組んでまいりました。玩具業界のリーディングカンパニーとして、中核の玩具事業の強化を更に進め強固な経営基盤を構築すると共に、海外展開を推進し、真のグローバル企業への変革を図る中で、2011 年にはグローバル市場に対する販売網の確立、ブランドのグローバル展開強化、開発・生産体制の強化およびグローバルな人財・組織体制の獲得を企図した米国の玩具・乳幼児製品メーカー RC2 Corporation（現在の TOMY International グループ）を買収し、本格的なグローバル化に対応できる経営基盤を整え、常に「新しい遊びの価値」を提供できるように努めてまいりました。

現在、スマートフォンやタブレットの普及、SNS の拡大などによって、おもちゃのあり方や遊び方は大きく変化しており、さらにはソーシャルゲーム等の拡大により一般玩具市場の競争環境は激化しています。そのような環境の中、当社グループもまた、長い歴史の中で育成した商品やブランドを時代とともに進化する遊びに対応させていく必要があります。これまでの前例にとらわれず、新たなおもちゃの可能性を広げていくため、企画・開発から製造、販売・プロモーション、アフターサービスに至るサプライチェーンの更なる変革を進めるとともに、遊びの進化に対応するための開発力強化と、自社ブランドの強みを生かし、「商品」展開から「ブランド」展開を進めてまいります。当社グループはこれらの取り組みを一層強化することで新たな時代のおもちゃづくりを目指し、継続的に新しい付加価値およびブランド創出を図ることで、変化する時代を生きる子どもたちと共に成長してまいります。

【本資金調達の目的】

創業 90 年を迎えた 2014 年 5 月に 2017 年 3 月期を最終年度とする新中期経営方針を発表し、「意識改革」「商品改革」「ビジネスの構造改革」を 3 本柱とする成長に向けた改革をスタートしました。同経営方針の下、社員にグローバル化への意識と必要性を根付かせ、定番商品ラインの充実、ブランド化および新商品開発の拡大を進めていくと共に、国内外での経営体制を抜本的に見直してきました。また、これからの玩具市場に必要な 4 つの環境認識として「ENDLESS：時代とともに新しい遊びで発展していく」「AGELESS：新しい年齢層を取り込む」「BORDERLESS：新しいマーケティング」「POA：新しい売場と商品展開」をキーワードに、

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社グループがこれまでに育成した商品、ブランドおよびそれらの開発過程で蓄積した経験・ノウハウによって、次なる成長に向けた変革を加速させてまいります。「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」等の定番商品を更に強化していくことに加え、BIG BET（最重点商品）である「ベイブレードバースト」「スナックワールド」の展開や、アナログ玩具にデジタルの要素を加えた「おもちゃ4.0」商品などの取組みを加速させると共に、海外事業の安定した基盤構築を図ってまいります。

今回の自己株式の処分による調達資金は、当社グループが今後注力するテレビまたは映画キャラクターなど新規コンテンツ（オリジナルコンテンツ含む）の取得出資やスマホアプリ事業の強化、上記新規コンテンツ関連玩具も含めた玩具製造用金型購入、および欧州拠点増強のための当社子会社出資のそれぞれ一部に充当するなど、次なる成長に向けた成長施策の実施や、一部金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。本調達は今後のグループ収益力の向上に資すると同時に、自己資本の増強による財務基盤の強化が可能となります。

当社グループは、業界のリーディングカンパニーとして、市場変化をとらえ進化を目指す成長戦略に取り組み、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 5,000,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年3月6日（月）から平成29年3月9日（木）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成29年3月13日（月）から平成29年3月16日（木）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 ハロルド・ジョージ・メイに一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類および数 当社普通株式 750,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われなない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である富山幹太郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 ハロルド・ジョージ・メイに一任する。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】 1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 750,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 お よ び S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 7 5 0 , 0 0 0 株
割 当 株 式 数
- (4) 申 込 期 日 平成 29 年 3 月 27 日（月）
- (5) 払 込 期 日 平成 29 年 3 月 28 日（火）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長
ハロルド・ジョージ・メイに一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を
目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目
論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、750,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年2月24日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年3月23日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が平成29年3月6日（月）の場合、「平成29年3月9日（木）から平成29年3月23日（木）までの間」
- ② 処分価格等決定日が平成29年3月7日（火）の場合、「平成29年3月10日（金）から平成29年3月23日（木）までの間」
- ③ 処分価格等決定日が平成29年3月8日（水）の場合、「平成29年3月11日（土）から平成29年3月23日（木）までの間」
- ④ 処分価格等決定日が平成29年3月9日（木）の場合、「平成29年3月14日（火）から平成29年3月23日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	9,323,296株	(平成28年12月31日現在)
一般募集による処分株式数	5,000,000株	
本第三者割当による処分株式数	750,000株	(注)
処分後の自己株式数	3,573,296株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分(本第三者割当による自己株式の処分)」に記載の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集および本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限 6,522,151,000 円については、平成31年3月までに、以下のとおり充当する予定であります。

当社において 1,000,000,000 円を当社グループが今後注力するキャラクターコンテンツ※(自社オリジナル含む)が発信されるテレビ番組や映画等の制作資金の一部に、1,401,000,000 円をスマホアプリ事業の強化に向けたゲーム等ソフトウェア開発資金の一部に充当します。

また、当社は 3,621,000,000 円を上記キャラクターコンテンツ関連玩具を含めた玩具製造用金型の購入費用の一部に、500,000,000 円を平成31年3月期において連結子会社 TOMY UK Co., Ltd. への追加出資の一部として充当します。連結子会社 TOMY UK Co., Ltd. は同期中に販売力増強のため欧州地域のマーケティングおよびプロモーション活動の強化、人件費に充当します。残額が生じた場合は設備投資のため金融機関から借り入れている借入金返済に充当する予定であります。

なお、上記充当額以外の資金につきましてはいずれも自己資金で賄う予定であり、また、上記手取金は実際の充当期までは定期預金等、安全な資金管理をおこなってまいります。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成29年2月24日現在(ただし、既支払額については平成28年12月31日現在)、以下のとおりとなっております。

※キャラクターコンテンツ：アニメ等キャラクターを使用し発信される情報の中身のこと

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
(株)タカラトミー 本社	東京都 葛飾区	日本	金型	8,906	67	自己株式処分資金 及び自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
(株)タカラトミー 本社	東京都 葛飾区	日本	ソフトウェア	1,800	399	自己株式処分資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
(株)タカラトミー 本社	東京都 葛飾区	日本	建物及び構築物	90	11	自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
(株)タカラトミー アーツ本社	東京都 葛飾区	日本	アミューズメント 機器・金型	5,039	1,688	自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
(株)トミーテック 本社	栃木県下都 賀郡壬生町	日本	金型	2,330	518	自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
(株)トミーテック 本社	栃木県下都 賀郡壬生町	日本	製造設備	170	64	自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
TOMY (Thailand) Ltd. 本社	タイ国パト ムタニ地区	タイ	製造設備	291	10	自己資金	平成28年 4月	平成31年 3月	—
TOMY International, Inc. 本社	米国アイオ ワ州ダイ アースビル 市	米国	金型	878	665	自己資金	平成28年 4月	平成29年 3月	—
合計	—	—	—	19,504	3,425	—	—	—	—

(注) 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の自己株式処分による調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、生産基盤の拡大が図られ、当社の中期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績などを勘案したうえで配当金額を決定していくことを基本方針としております。また、毎事業年度における配当の回数は中間配当と期末配当の年2回としており、中間配当については取締役会が、期末配当については株主総会が決定機関であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、有利子負債の圧縮等財務体質の強化を図りつつ、グローバル展開など中長期成長分野への事業投資等に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は1株当たり連結当期純損失 (△)	2.47円	△19.91円	△78.74円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	404.4%	—	—
自己資本連結当期純利益率	0.5%	△3.7%	△15.7%
連結純資産配当率	1.9%	1.8%	2.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年3月期および平成28年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）および新株予約権を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は平成28年12月31日現在、以下のとおりであります。なお、発行済株式総数96,290,850株に対する下記の交付株式残数合計の比率は3.66%であります。

取締役会決議日	交付株式残数	権利行使価額	資本組入額	行使期間
平成23年8月10日	114,700株	658円	329円	平成25年9月2日から平成29年6月30日まで
平成23年8月10日	237,300株	658円	329円	平成27年7月1日から平成29年6月30日まで
平成24年8月9日	97,700株	490円	245円	平成26年9月2日から平成30年6月30日まで
平成24年8月9日	338,300株	490円	245円	平成28年7月1日から平成30年6月30日まで
平成24年8月9日	112,500株	490円	245円	平成28年9月1日から平成30年9月1日まで
平成25年8月8日	357,400株	658円	329円	平成27年9月2日から平成29年6月30日まで
平成25年8月8日	423,900株	658円	329円	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
平成25年8月8日	125,000株	658円	329円	平成28年9月1日から平成29年9月1日まで
平成26年11月13日	528,100株	658円	329円	平成28年12月2日から平成30年6月30日まで
平成26年11月13日	563,200株	658円	329円	平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
平成27年9月15日	28,300株	1円	277円	平成27年10月2日から平成57年10月1日まで
平成27年9月15日	131,800株	658円	329円	平成29年10月2日から平成31年9月30日まで
平成27年9月15日	131,200株	658円	329円	平成30年10月1日から平成31年9月30日まで
平成28年8月9日	19,600株	1円	507円	平成28年10月4日から平成58年10月3日まで
平成28年8月9日	160,300株	1,057円	529円	平成30年10月4日から平成32年10月2日まで
平成28年8月9日	159,700株	1,057円	529円	平成31年10月3日から平成32年10月2日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	479円	477円	710円	821円

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

高 値	528 円	807 円	878 円	1,313 円
安 値	424 円	452 円	518 円	690 円
終 値	478 円	714 円	822 円	1,239 円
株価収益率	193.3 倍	一倍	一倍	一倍

- (注) 1. 平成 29 年 3 月期の株価等については、平成 29 年 2 月 23 日 (木) 現在で記載しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価 (終値) を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 27 年 3 月期および平成 28 年 3 月期に関しては当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成 29 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

- ③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である司不動産株式会社、富山幹太郎、富山佳子および富山章江は、SMBC日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間 (以下「ロックアップ期間」という。) 中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、処分価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式 (潜在株式を含む。) を売却等しない旨を合意しております。

また、当社は SMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式および当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却 (本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等およびストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。) を行わない旨を合意しております。

ただし、ロックアップ期間中に平成 28 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (買収防衛策)」に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動是非について株主意思確認手続の実施を決議した場合、又は独立委員会への諮問を決議した場合、当社普通株式および当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却を行わない期間は、当該確認手続の実施を決議、又は当該諮問を決議した時までとします。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分および株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。